

7 土壌環境・地盤環境

(1) 土壌汚染の状況

土壌は汚染物質が残留しやすく一旦汚染されると除去しない限り、その影響が持続すると言われていています。特にカドミウム・銅・ひ素等による農用地の土壌汚染は、農作物の生育障害や人の健康を損なうおそれがあります。

本町においては、愛知県が定点を定めて定期的に畑地の汚染状況を調査し、その結果はいずれも基準以下でした。

(2) 土壌の汚染に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	有機リン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀
環境上の条件	0.01mg以下	検出されないこと	検出されないこと	0.01mg以下	0.05mg以下	0.01mg以下	0.0005mg以下

項目	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン
環境上の条件	検出されないこと	検出されないこと	0.02mg以下	0.002mg以下	0.004mg以下	0.02mg以下	0.04mg以下

項目	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン
環境上の条件	1mg以下	0.006mg以下	0.03mg以下	0.01mg以下	0.002mg以下	0.006mg以下	0.003mg以下

項目	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	ふっ素	ほう素
環境上の条件	0.02mg以下	0.01mg以下	0.01mg以下	0.8mg以下	1mg以下

注1 「環境上の条件」は、検液1リットル中の対象物質の重量を表す。

注2 カドミウムについて、「農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。」が追加されている。

注3 別に銅について、「農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。」が定められている。